

# いじめ防止に関する基本方針

岡山市立蛍明小学校

## 1 「いじめ」の定義といじめに対する本校の基本認識

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法 第2条 定義」（平成25年法律第71号）

いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

「いじめ防止対策推進法 第3条 基本理念」

本校では、ここに示されているように、「いじめ」とは、特定の児童生徒だけに起こりうるものではなく、どの子にも起こりうる事象という基本認識にたち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるよう「いじめ防止に関する基本方針」を策定した。

## 2 いじめ未然防止のための取組

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気作りに学校全体で取り組み「居場所づくり」「絆づくり」を推進する。

### (1) 各教科の指導のなかで

- 一人一人が学習に参加でき、授業場面で活躍することができるような授業作りに努める。  
(自己有用感・自己肯定感)
- 様々な教科指導の中で、コミュニケーション能力を高めることで、互いの意思の疎通が図られ、より良い人間関係作りに役立つ。

### (2) 道徳教育の充実

- 道徳教育は、「豊かな心を育み、人間としての生き方の自覚を促し、児童生徒の道徳性を育成する。」ことをねらいとしている。そこで培われた道徳的心情、判断力、実践意欲や態度が望ましい生活につながるとともに、自ら問題を解決しようとする意識を持たせることができる。
- 道徳教育を充実させることで、他者への思いやりの心や規範意識、生命の尊さに対する理解が深まり、より良い人格を形成していく。

### (3) hyper-QU、アセスの活用（6月、10月、1月 実施）

- 測定結果を基に各学級の状態および児童個々の現状を把握し、教職員全体でその対応策を検討し実践していくことで、児童の学級満足度や学校生活意欲を高めるとともに児童自らが集団の課題に気づき、より良い集団作りに主体的に関わることで、いじめのない学校を目指す。

### (4) 人権意識の高揚

- 校内において、人権週間（12月8日～12日）を設ける。その期間中に、「人権標語」「人権ポスター」制作を行ったり、人権集会（12月8日）を行ったりして、人権意識の高揚を図る。
- 名前の呼び方やあいさつの指導を通して、お互いを尊重する気持ちや態度を育てる。

### (5) あいさつ運動の実施

- 原則として毎月10日をあいさつ運動の日とし、登校指導と兼ねて声かけを行う。

### (6) ハッピー蛍明タイム（年11回）

- 「ハッピー蛍明タイム」は水曜日の長い昼休みを利用して、児童の心身の解放と育成をねらいとしている。全校で運動して体力を養ったり、クラスごとや縦割り班で集団遊びをすることを通して仲間作りを図ったりする。

### (7) 家庭・地域との連携

- 児童・保護者が安心感を持つことができるとともに、児童の「居場所作り」「絆づくり」をす

- るために、学級通信で学級の様子を伝えたり、家庭と学校が連携を密にしていく。
- 地域の方の授業協力やあいさつ運動への参加で、児童の「見守られ感」「愛されている感」が増すことで、いじめや問題行動の防止を図る。

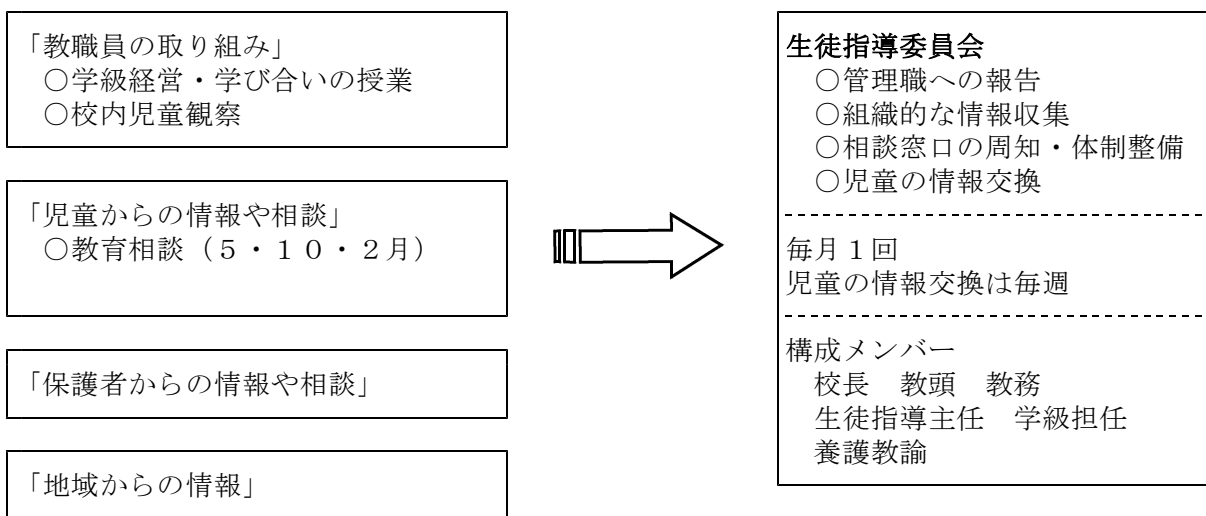
### (8) 教職員研修

- いじめやその他の問題行動に対し、的確にかつ迅速に対応できるように、計画的に校内研修を行う。
  - 生徒指導委員会（QUも含む）5月、8月、12月、3月
  - 特別支援教育校内委員会・4月 校内人権研修・11月
- 学校外で行われる研修会にも積極的に参加し、いじめに対する見識を深めるようにする。
- 教育委員会や文部科学省からの文書などは、全教職員に回覧し、共通理解を図る。

## 3 「いじめ」の早期発見・早期解決に向けての取組

### (1) いじめ早期発見のために

#### ①校内体制



学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。  
(いじめ防止対策推進法 第22条)

#### ②児童観察

- 児童の小さな変化やおかしいと感じた児童がいる場合、気づいたことを共有し、大勢の目で当該児童を見守るとともに、積極的に働きかけを行い、児童に安心感をもたせる。
- 担任だけでなく、専科や養護教諭、学校司書など複数の目で見守りや指導を行う。

#### ③教育相談・アンケートの実施

- 年間3回の教育相談の機会を設け、事前にアンケートを実施し、児童の困り感をキャッチしたり、助言したりする機会を設けるようにする。(相談の形式は、個別相談。)

#### ④児童が直接的に相談できる体制

- 「全教職員で、全児童を見守る。」を前提に考え、困った時はどの先生でも相談すればよいことを児童に伝えておく。また、保健室へ来室する児童については、養護教諭が話を聞き、児童の困り感に早く気づくようにする。

#### ⑤児童の情報交換

- 毎週1回、あるいは必要に応じて全教職員で気になる（普段と様子が違ったり、配慮が必要と考えられたりする）児童の情報の共有を行う。

## ⑥取組評価アンケート

○年間2回の学校評価アンケート（児童・保護者・教職員対象）により、一人一人の児童の状況や悩みを把握するようにしたり、いじめを含む様々な問題に対する取り組み（指導）の振り返りを行う。

## (2) いじめ問題早期解決のために

①全教職員が一致団結して問題の解決にあたる。

- ・いじめ問題を発見した時には、全教職員で対応を協議し、的確な役割分担をして、いじめ問題の解決にあたる。
- ・いじめ問題を発見した場合、情報収集や事実確認を正しく行い、いじめられている児童の心身の安全を図るとともに、いじめた側の児童に対しては毅然とした態度で指導を行う。
- ・いじめ問題の解決においては、いじめ専門相談員等の各種専門機関と連携を取り、早期発見・早期対応の充実に努める。
- ・いじめられている児童に対して、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を取りながら、心のケアを行う。
- ・いじめを単に該当者だけの問題と捉えず、学級及び学校全体の児童に対する心のケアも行う。

②家庭や地域、関係機関と連携した取組

- ・いじめ問題が起きた時には、学校の取組についての情報を家庭に伝えるとともに、家庭での様子や友だち関係についての情報を集め、指導に生かす。
- ・学校や家庭だけでは解決が困難な場合は、教育相談室やいじめ相談窓口の利用も検討する。

③いじめ問題対応の流れ図

いじめ問題の発生

↓○管理職への報告

正確な情報収集

↓

指導体制・方針の確認

↓○管理職の指示・指導  
○被害児童の徹底した安全確保

児童への指導・支援

↓○保護者との連携

事後の対応

○集団への指導 継続観察

◎重大事態への対応

- ・児童の生命に関わる場合
- ・相当の期間（年間30日程度）の欠席を余儀なくされている場合
- ・児童や保護者からいじめによる重大な被害が生じたという申し立てがあったとき

重大事態の発生

↓

学校設置者（教育委員会）へ報告

↓

事実関係の調査 関係機関への報告

↓○客観的な事実関係を把握する

児童・保護者への支援・指導

↓○学校設置者（教育委員会）との連携

学校設置者（教育委員会）へ報告